

## 日本看護福祉学会倫理指針

### 前文

日本看護福祉学会は、看護福祉の学術活動に必要な倫理的配慮の基準として本指針を定める。

日本看護福祉学会員は、看護福祉のより良い協働を目指し、専門家として 実践・教育・研究・社会活動を通じて人類社会の医療・保健・福祉に貢献する責務を遂行するとともに、看護・福祉の専門家としての自律的な行動規範必要性と社会的責任を自覚して、以下の指針を遵守する。

### (基本理念)

第1条 本指針は、本学会員が看護福祉および関連するケア全般の理論的および実践的研究を実施するにあたって、その研究にあたって倫理的に配慮しなければならない事項を定める。

- 2 本指針は、本学会員が行うわが国における看護福祉および関連するケア全般の向上に寄与することを目的として行われるすべての研究活動に適用される。

### (基本原則)

第2条 本学会員は、自らの研究活動において、常に科学的合理性と倫理的妥当性の確保に努め、個人の尊厳および基本的人権尊重しなければならない。

- 2 本学会員は研究活動にあたって、すでに公表されている以下の倫理綱領を遵守または尊重しなければならない。
  - 1) ニュルンベルグ綱領
  - 2) ヘルシンキ宣言
  - 3) 患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言
  - 4) 児童の権利に関する条約
  - 5) ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）
  - 6) 看護研究に関する倫理指針（日本看護協会）
  - 7) 日本社会福祉学会研究倫理指針（一般社団法人）

### (基本的研究姿勢)

第3条 会員は、自らの研究立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本指針を遵守しなければならない。

- 2 研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担してはならない。
- 3 研究において対象となるものに対して研究の目的、方法、対象者に及ぼす効果、

影響および生じうる危険等に関する情報を正しく告知し、対象となる者の同意を得なければならない。

- 4 研究の公表にあたって、研究の対象となった者の個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(社会通念上の倫理に反する研究の禁止)

第4条 会員は、研究において、対象者に人権の侵害や差別を助長するおそれのあること、あるいは社会通念や法に抵触するおそれのあることを行ってはならない。

- 2 差別を助長する用語や社会的に不適切と考えられる用語を用いてはならない。歴史的にその用語を使用する場合はこの限りではない。
- 3 前項の但し書きにあたる場合は、研究の過程及び公表に当たって、人権侵害および差別がおこらないよう配慮しなければならない。

(指針の改正等)

第5条 本指針の改正等については、理事会の議を経て定める。

附則 本指針は、平成29年11月3日から施行する。